

広告掲載基準

以下に該当すると認められる広告は掲載しないこととする。

- 一、法令、通達及び条例に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの。
- 二、不当景品類及び不当表示防止法（平成26年法律第71号）第11条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの。
- 三、責任の所在が不明確なもの。
- 四、内容が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ①代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
 - ②通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの。
 - ③通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
 - ④外国に本校又は本部のある学校の日本校などで、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨の表示がされていないもの。
- 五、事実と異なる内容を含むもの。
- 六、虚偽又は誤認されるおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ①編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
 - ②統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの。
 - ③取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの。
 - ④誇大な表現を含むもの。
 - ⑤社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとするもの。
 - ⑥投資信託などの広告で、元本などが保証されているかのように誤認させる表現のもの。
 - ⑦他人名義の広告。
- 七、比較広告（自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を

比較対象商品等として示し（暗示的に示す場合を含む）、商品等の内容又は取引条件を比較する広告をいう（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）。）。

八、懸賞広告及びクーポン付き広告。

九、基本的人権の侵害につながるおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- ①人種、性別、心身の障害などに関する差別的な表現を含むもの。
- ②名誉棄損、誹謗・中傷、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがあるもの。
- ③氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの。

十、宗教的又は政治的表現を含むもの。例えば、次のようなものをいう。

- ①宗教団体の広告
- ②政党広告
- ③選挙広告

十一、特定の主義主張を含むもの。

十二、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある内容を含むもの。例えば、次のようなものをいう。

- ①暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春などの行為を肯定、美化したもの。
- ②醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
- ③性に関する表現で、露骨、わいせつなもの（裸体を含む）。
- ④青少年に悪影響を及ぼすおそれがあるもの。
- ⑤風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの。
- ⑥その他社会秩序を乱す表現を含むもの。

十三、国立病院機構の行う業務の目的から判断して、掲載するのに相応しくないと考えられる次の広告。

- ①葬祭施設、墓地、霊柩車、祭具等の広告
- ②たばこ、酒類の広告
- ③射幸的遊戯施設等の広告

十四、国立病院機構との関係若しくは関連が深い、又は同一の法人であると誤解を招くおそれのある次の広告。

- ①他の保健医療施設の広告
- ②社会福祉法人等の広告

十五、国立病院機構を取り巻く社会情勢等から判断して、掲載するのに相応しくないと

考えられる旧国立病院・療養所及び国立病院機構出身者が数多く再就職している民間企業等の広告。

十六、その他、広告として掲載するのに不相当であると理事長が認めたもの。例えば、次のようなものをいう。

- ①国立病院機構が広告主を支持、又はその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
- ②品位を損なう表現のもの。
- ③美観風致を損なうおそれのあるもの。
- ④有害プログラムを含んだもの。
- ⑤詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの。
- ⑥私書箱や逆転送などに関する広告。
- ⑦投機心、射幸心を著しくあおる表現のもの。
- ⑧債権取り立て、示談引受けなどをうたったもの。
- ⑨非科学的又は迷信に類するもので、国民を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。
- ⑩占い、運勢判断などに関する広告。
- ⑪皇室、王室、元首及び内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
- ⑫通貨及び郵便切手の複写使用。
- ⑬国際関係を悪化させるおそれがあるもの。
- ⑭アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏名、写真などを利用したもの。
- ⑮オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
- ⑯謝罪、釈明などの広告。
- ⑰尋ね人、養子縁組などの広告。
- ⑱調査会社（興信所）、探偵事務所などに関する広告。
- ⑲銃砲刀剣類その他の危険物に関する広告。
- ⑳人事募集広告及び解雇広告。
 - ・民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の企業に関する広告。
 - ・連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関する取引。
 - ・前払式割賦販売など（許可業者を除く。）に関する広告。
 - ・医療類似行為又は医療用具類似品に関する広告。
 - ・暴力団又は暴力団の構成員を賞揚・鼓舞し、若しくは暴力団排除活動に異論を唱える内容を含む広告。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める性風俗関連特殊営業及びこれに類する営業に関する広告。
 - ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業及びこれに類する営業に関する広告。

(参考)

不当景品類及び不当表示防止法

第十一条

事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、前項の協定又は規約が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、同項の認定をしてはならない。

一 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 当該協定若しくは規約に参加し、又は当該協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。